

東日本大震災復興交付金の採択状況について

1 復興に向けて

震災以降、復興に向けた考え方やプロセスを示す「復興ビジョン」、さらには、将来の復興の姿を見据えながら、具体的な取組みや事業を示した「復興事業計画（第一次）」、さらにその後の復興状況等を的確に反映した「復興事業計画（第二次）」を順次策定し、復旧・復興に向けた各種取組みを実施してきました。

また、復興は、被災者の生活再建、社会基盤の整備、産業振興、福祉関係等、多岐にわたっており、それぞれの分野に対応した既存の国・県等の補助事業等を活用し、必要な財源確保に努めながら着実に事業を進めてきました。

特に、沿岸部の復興を目的とした「都市再生区画整理事業」や「防災集団移転促進事業」、「災害公営住宅整備事業」のハード整備事業については、事業費が膨大になることが見込まれ、財源を確実に確保し取組むことが重要であることから、東日本大震災復興特別区域法により規定された「東日本大震災復興交付金」の積極的な活用に全力を挙げてきたところであり、この結果、本年度には災害公営住宅の入居が可能となるなど、復興に向けての進展が図られたところであります。

これらのことを含め、本年度は、市内各所において、復興の槌音が響き渡る「復興事業元年」として、復興交付金を活用しながら、着実に復興の歩みを加速させていくこととしております。

2 復興交付金の目的

国による財源措置を通じ、被災自治体の負担軽減を図ることにより、著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興や、地域の特性に即した自主的かつ主体的な復興に資することを目的としています。

3 制度の概要

東日本大震災復興交付金は、あらかじめ基幹事業として指定された都市再生区画整理事業や防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業など、5省（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）が所管する40事業を活用し、被災自治体が行う復興事業に対し、追加的な国庫補助や地方交付税の加算による財源の手当てを図る制度であり、基幹事業及び効果促進事業があります。

(1) 基幹事業（P10 参照）

被災自治体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化したもの。

(2) 効果促進事業

基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業で、基幹事業費の35%が上限となっています。

4 これまでの採択実績

これまでに、本市における復興の取組みを推進するため、平成23・24年度において計5回の申請を行い、交付対象事業費ベースで約770億円、交付金ベースで約624億円の採択を受けています（内訳は下表のとおり）。

【採択実績内訳】

単位：千円

区分	事業数	交付対象事業費	交付金
第1次	44	14,939,970	11,847,392
第2次	21	13,646,792	11,571,849
第3次	13	7,549,007	5,943,017
第4次	58	36,306,860	29,384,344
第5次	16	4,531,412	3,681,197
計	152	76,974,041	62,427,799

(参考) 福島県の交付金額：47,215,692 千円

【採択を受けた主な基幹事業】(添付図中に詳細を掲載)

<沿岸地区>

○ 住宅関係

- ・都市再生土地地区画整理事業(小名浜港背後地、久之浜、薄磯、豊間、小浜、岩間)
- ・防災集団移転促進事業(末続、金ヶ沢、錦町須賀、走出)
- ・災害公営住宅整備事業(久之浜、四倉、平沼ノ内、平薄磯、平豊間、平作町、小名浜、岩間、錦、関田、常磐、勿来四沢、常磐湯本)

○ 教育関係

- ・学校校舎地震補強事業(四倉中学校、永崎小学校)
- ・公民館耐震化事業(四倉)

○ 道路関係

- ・復興道路整備事業((都) 駅前中町線、(仮) 南作・青井線、沼ノ内・薄磯線、(都) 関田江栗線)

○ 産業関係

- ・小名浜地域水産業施設復興整備事業(小名浜魚市場)

<市内全域>

○ 環境関係

- ・木質バイオマス施設等緊急整備事業(中好間、金坂、折松、四倉13区、四倉本町、折戸、後田、関田の集会所)

<常磐・泉地区>

○ 住宅関係

- ・造成宅地滑動崩落緊急対策事業(西郷町忠多、泉もえぎ台)

※ 添付図中における補足説明



・・・いわき市実施事業(うち、文字頭に◆付きは「効果促進事業」)



・・・県実施事業

5 第6次申請以降への対応について

これまでの実績では、復興交付金事業計画の提出は概ね3ヶ月に1回程度となっています。

本年度1回目となる第6次申請は、現在、事業計画提出に向けて事務を進めております。第7次以降の詳細日程は現段階で示されていませんが、本市の復興を加速化させるため、今後もさらに積極的な活用を図っていきます。